

中野市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中野市広告掲載実施要綱（平成19年中野市告示第75号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、中野市が作成する中野市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、画像で表示された情報で、市ホームページへの広告の掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市長が指定した位置とする。

(広告の種類、規格等)

第4条 掲載する広告の種類はバナー広告とする。

2 規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル、横200ピクセル
- (2) データ容量 8キロバイト以内
- (3) 形式 GIF形式又はJPEG形式

(広告の内容)

第5条 広告のデザイン及び内容は、要綱第3条の各号のいずれにも該当しないものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) GIFアニメーション、Flash等は使用できないものとする。
- (2) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (3) 画像のALT属性は、広告及び会社名とする。
- (4) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

2 次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) 市の実施する事業名に類似した表現
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者
に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、最長12月とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(広告の掲載枠)

第7条 広告の掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）は、最大8枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、市ホームページ、広報なかの等で行うものとする。ただし、2枠以上又は複数月分を一括募集する際は、一般競争入札等によることができるものとする。

2 広告の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者に対し、広告の掲載案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、中野市公式ホームページ広告掲載申込書

(様式第1号)により、市長が指定する日までに、原稿案等を添えて申し込むものとする。

(広告の掲載決定)

第10条 市長は、前条の規定により申し込まれた広告について、要綱及びこの要領に適合しているか否かを審査の上、掲載について決定するものとする。

2 前項の審査すべき内容には、リンク先ホームページ及び当該ページのリンク先ペ

ージ（以下「リンク先ホームページ」という。）の掲載内容も含まれる。

3 広告掲載枠を超える応募があった場合は、次の各号に掲げる順位により決定する。

この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 公共性が高く、市内に事業所等を有する者に係る広告

(2) 市内に事業所等を有する者に係る広告

(3) 前2号以外の広告

4 前項の規定によっても広告掲載枠を超える場合は、市長が定める方法により決定する。

5 市長は、前各項の規定により掲載する広告及びその掲載する位置を決定したときは、中野市公式ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告の原稿作成及び提出）

第11条 前条第5項の規定により通知を受けた広告主は、作成した広告原稿の電子データを、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの市長が指定した日までに、市長が指定した場所に提出する。

2 前項の規定により提出する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（広告料）

第12条 広告料は次のとおりとする。

(1) 1枠につき、月額7,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 前号の規定に関わらず、一括募集における広告料は、落札価格によるものとする。

(3) 6月引続き掲載申込みをし、かつ、広告料を一括納入する場合は、1枠につき35,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(4) 12月引続き掲載申込みをし、かつ、広告料を一括納入する場合は、1枠につき70,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告料の納付）

第13条 広告料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2月以上に渡る場合は、一括して納付することができる。

（広告の掲載取消し）

第14条 市長は、広告主が指定する広告のリンク先ホームページの掲載内容が要綱第3条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、掲載した広告の掲載決定を取り消すことができる。

2 前項の規定による広告の掲載取消し等により広告主が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告の掲載取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長へ申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先の変更を希望するときは、中野市ホームページ広告リンク先変更届出書(様式第3号)により、変更しようとする日から起算して10日前までに、市長へ届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、変更後のリンク先ホームページについて、要綱第3条の各号のいずれにも該当していないことを確認の上、承認するか否かを決定するものとする。

3 市長は、前項の規定によりリンク先の変更を承認した場合は、中野市公式ホームページ広告リンク先変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

(免責事項)

第17条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による広告料の返還、損害の補償等を市長に請求しないものとする。

(1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の障害による停止

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。